基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年五月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月十五日

茨城県水戸市南町二丁目四番三三号

香陵住販株式会社

代表取締役　薄井　宗明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年五月三十一日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成三十年五月十五日

東京都渋谷区代々木二丁目一〇番八号

株式会社プリンセススクウエアー

代表取締役　出口　博俊

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年五月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月十五日

東京都渋谷区代々木二丁目一番一号

株式会社アズーム

代表取締役　菅田　洋司

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月十五日

山形県天童市大字荒谷二七八九番地の一

東海林建設株式会社

代表取締役　東海林清彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月十五日

千葉県市原市玉前西一丁目六番地一三

株式会社ジェイ・ケイ・インターナショナル

代表取締役　山崎　克哉

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月十五日

横浜市神奈川区橋本町二丁目一番地二六

岩井の胡麻油株式会社

代表取締役　岩井徹太郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月十五日

愛媛県松山市中央一丁目一九番三二号

ネッツトヨタ瀬戸内株式会社

代表取締役　平松　龍一

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式六十株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年五月十五日

東京都港区赤坂八丁目一二番八号シャトー赤坂台二〇三

株式会社レガロ

代表取締役　今村　充生

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるカレン・クリスティン・トーマスが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年五月十五日

東京都渋谷区広尾二丁目二〇番一三号ホーマットモナーク一〇五号

Ｔｏｒｉｚａｋａ　Ａｒｔ　ＬＬＣ

日本における代表者

カレン・クリスティン・トーマス

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市日下町七丁目八四七番地、最後の住所大阪府東大阪市豊浦町三番二九―三〇三号石井麗子方

被相続人　亡　石井美惠子

右被相続人は平成二十九年十月十三日死亡し、その相続人は平成三十年四月二十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日

東京都世田谷区瀬田五丁目二八番九号

相続財産管理人　剱持雄一郎

限定承認公告

本籍神奈川県相模原市中央区小山四丁目七八八番地、最後の住所東京都板橋区高島平二丁目二八番六―四三一号

被相続人　亡　潜道　栄一

右被相続人は平成二十九年十一月二十五日死亡し、その相続人は平成三十年五月七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日

東京都板橋区高島平二丁目二八番六―四三一号

相続財産管理人　潜道　槇子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨はhttp://www.asa-epn.jp/ir/00000402/i7gb/に掲載されています。

平成三十年五月十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇アジア7特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨はhttp://www.asa-epn.jp/ir/00000400/7yn2/に掲載されています。

平成三十年五月十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇アジア5特定目的会社

取締役　松澤　和浩

正誤

ページ	段	行	誤	正
五〇一	上	終りから八	含む	含む。以下この項において同じ
〃	〃	終りから一六～一五	所得税法（以下この号において「平成二十八年旧法」という。）	所得税法
〃	〃	七	同項	新規則第七条第八項
〃	下	八	第一号	施行日以後に第一号
〃	〃	一九	以下	以下附則第十四条（金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）までにおいて
五〇二	上	一九	又は第二号	、第二号又は第四号
五〇三	下	終りから一二	先物取引の差金等決済をする	先物取引の差金等決済をする
（印刷誤り）				
四九四	下	終りから二〇～一九	同条第一項中	同条中
（原稿誤り）				
八三		終りから一八	（同）	（同）同

平成三十年四月二十七日人事異動欄特許庁の部

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四九五	下	二〇～終りから一二	又はその見積額の見積額を削り、「	において
四九六	上	〃 一一～一〇	準用する	において準用する

平成三十年三月三十一日（号外特第七号）公布財務省令第十二号（所得税法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四九七ページ上段一八行目の次に次のように加える。

第八十一条の三十五第一項中「掲げる書類」の下に「若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類」を加え、同条第二項中「第三百四十九条第三項」を「第三百四十九条第四項」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十五日付第一〇三号九

六ページ●同日付政府調達第八八号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）